4　第六類から第一四類までの各類の規定の適用上、第三国から輸入した種、りん茎、根茎、台木、挿穂、接ぎ穂、苗条、芽その他植物の生きている部分から締約国の領域において栽培される農産品又は園芸品は、原産品とする。

5　第一八・〇六項の規定の適用上、「カカオ含有量」とは、カカオ豆由来の成分（チョコレートリカー又はココア粉（固形物）及びカカオ脂）から成るものをいう。カカオ含有量割合とは、産品の重量に占めるカカオ豆由来の成分の割合をいう。

6　第一八・〇六項の規定の適用上、「菓子」とは、小売用にした産品であって更なる調製なく食することを主に目的とするものをいう。

第三款　品目別原産地規則

前款1(a)から(p)までに分類される産品の各品目別原産地規則は、次の表に別段の定めがある場合を除き、CCとする。同表一欄に示す品目に該当する原産品については、同表二欄に定めるそれぞれの品目別原産地規則を適用する。

一欄	二欄
統一システムに基づく分類	品目別原産地規則
○四・〇一―〇四・〇四	CC（第一九〇一・九〇号の酪農調製品（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるもの）からの変更を除く。）
○四・〇五	CC（第一九〇一・九〇号の酪農調製品（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるもの）又は第二一〇六・九〇号の酪農調製品（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるもの）からの変更を除く。）
○四・〇六	CC（第一九〇一・九〇号の酪農調製品（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるもの）からの変更を除く。）
○八〇一・三二	CTSH
○九〇一・二一―〇九〇一・二二	CTSH
○九〇二・三〇	CTSH
○九〇四・二一	CC（第〇七〇九・六〇号の材料からの変更を除く。）（とうがらしに限る。）
○九〇四・二二	CC（第〇七〇九・六〇号の材料からの変更を除く。）（とうがらしに限る。） CC（その他の産品）
○九〇四・二二	CC（第〇七〇九・六〇号の材料からの変更を除く。） CTSH（その他の産品）
○九〇五・二〇	CTSH
○九〇六・二〇	CTSH
○九〇七・二〇	CTSH
○九〇八・一二	CTSH
○九〇八・二二	CTSH
○九〇八・三二	CTSH
○九〇九・二二	CTSH
○九〇九・三二	CTSH
○九〇九・六二	CTSH
○九一〇・一二	CTSH

○九一〇・二〇―○九一〇・三〇	CC又は 破砕し若しくは粉砕してない産品を破砕し若しくは粉砕すること（第○九一○・二○号から第○九一○・三○号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
○九一〇・九一	CTSH
○九一〇・九九	CTSH又は 破砕し若しくは粉砕してない産品を破砕し若しくは粉砕すること（第○九一○・九九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
一一〇二・九〇	CC（第一〇・〇六項の材料からの変更を除く。）
一一〇三・二〇	CC（第一〇・〇六項の材料からの変更を除く。）
一一・〇五	CC（第〇七・〇一項の材料からの変更を除く。）
一一〇七・一〇	CC（第一〇・〇三項の材料からの変更を除く。）
一一〇七・二〇	CC（第一〇・〇三項の材料からの変更を除く。）
一一〇八・一二	CC。ただし、産品がアメリカ合衆国において収穫されるとうもろこしからアメリカ合衆国において生産されることを条件とする。
一一〇八・一三	CC。ただし、産品がアメリカ合衆国において収穫されるばれいしょからアメリカ合衆国において生産されることを条件とする。
一一〇八・一四	CC（第〇七一四・一〇号の材料からの変更を除く。）
一二〇八・九〇	CC（サフラワーの種の粉及びミールに限る。） CTH（その他の産品）
一五・一八―一五・二二	CTH
一六〇二・三二	CC（第二類の材料からの変更を除く。）
一六〇二・四一―一六〇二・四九	CC（第二類の材料からの変更を除く。）
一六〇二・五〇	CC。ただし、第二類の非原産材料が使用される場合には、当該非原産材料のそれぞれが二千十八年三月八日にサンティアゴで作成された環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締約国である第三国において完全に生産されるものであることを条件とする。
一七〇一・一三―一七〇一・九九	CC（第一二一二・九三号の材料からの変更を除く。）
一七〇二・三〇―一七〇二・六〇	CC（第一二一二・九三号の材料からの変更を除く。）
一七・〇四	CTH
一八・〇三―一八・〇五	CTH
一八〇六・一〇	CTH（第一七・〇一項の材料からの変更を除く。）（砂糖の含有量が乾燥状態において全重量の九十パーセント以上である加糖ココア粉に限る。） CTH。ただし、第一七・〇一項の非原産材料の重量が産品の重量の五十パーセントを超えないことを条件とする。（その他の産品）
一八〇六・二〇	CTH
一八〇六・三一―一八〇六・九〇	CC（カカオ含有量割合が産品の重量の七十パーセントを超える菓子に限る。） CTSH（その他の産品）
一九〇一・一〇	CC（第〇四・〇一項から第〇四・〇六項までの各項の材料からの変更を除く。）（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超える産品に限る。） CC（その他の産品）